

「こども性暴力防止法」施行にともなう対応について（中間報告）

1. こども性暴力防止法について

教育・保育などの子どもに接する場での、子どもへの性暴力を防ぎ、子どもの心と体を守るため、令和6年6月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」が成立し、令和8年12月25日に施行される。

2. 義務の事業について

当市で該当する事業：

所管5課

事業名	所管課	事業名	所管課
幼稚園	幼児課	児童館	子育て支援課
保育所		小中学校	学校教育課
認定こども園		児童発達支援	発達支援課
こども誰でも通園制度		保育所等訪問支援	
家庭的保育事業		放課後等デイサービス	障がい福祉課
小規模保育事業			

3. 「こまもろうシステム」について

こども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）を使用し、性犯罪歴の照会を行う。

【システム登録申請】

法施行日から直ちに犯罪事実確認の手続きを行うことができるように「事業者情報の一括登録」を行うこととなっており、義務の所管課で登録申請を行っている。

（障がい福祉課については、指定管理先が登録申請を行う。）

【設置場所】

人事課、学校教育課（市長部局に1台、教育部局に1台）

システムの使用頻度が高いと想定される2課に専用端末を設置し、他課は設置課の端末を使用することとする。

【予算措置】

システムの使用にあたっては、専用端末の使用が推奨されていることから人事課および学校教育課にて9月補正予算要求を行う。

要求内容：ハードウェア ノートパソコン、プリンタ等の用意

ソフトウェア ウイルスソフト等セキュリティ対応

導入費用 設定等の環境構築作業

システムが開発中のため未定の部分が多く、国へ確認しながら必要な環境整備を進めている。

※国県で法施行にともなう補助金などは検討されていない。

4. その他主な検討事項について

法施行前に作成、実施の必要な検討事項の進捗状況

【採用、人事、研修関係】人事課が中心となり対応中

- ・従事者向け研修の実施（法施行時現職者については、施行前に研修を受講する必要あり）
こども家庭庁の研修教材を用いながら、各課と連携して対象者全員に研修を実施予定
- ・採用過程の見直し
募集要項等の見直しを実施予定
- ・就業規則の見直し
必要に応じて規定、指針等の見直しを実施予定

【情報管理関係】情報政策課が中心となり対応中

- ・情報管理規程の作成
国のひな型を参照し、市長部局は人事課が、教育部局は教育総務課が作成予定
- ・情報管理体制の整備
システム導入にあたっての環境を整備中

【義務の事業関係】義務の所管課が中心となり対応中

- ・対象従事者の範囲
職種の一部が法の対象となり得る場合の整理をしている
例・事務職 子どもと接触することが想定されるか否か 想定される場合は対象
※「事務職」で一括りにはできず、事業ごとに業務内容による判断が必要となる
- ・不適切な行為の範囲
事業ごとに「不適切な行為」の範囲を検討中であり、その後、従事者への周知や必要に応じて
服務規律等へ反映していく
- ・報告および対応ルール
児童対象性暴力等や不適切な行為の疑い等を把握した場合の報告ルールや報告を受けた後の
対応ルールを策定中

【その他】

- ・「認定」事業について
「義務」への対応を優先的に進めていき、環境が整った時点で認定事業について検討を行う。

「認定」とは、申請をして要件※を満たせば、義務と同じように対象となる制度

法に定めのある認定：放課後児童健全育成事業等（学童保育所、放課後子ども教室）など

法に定めのない認定：子どもを対象とした体験学習 など

※要件

- ①児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業
- ②標準的な就業期間が6月以上であり同じ児童等が複数回参加することができること
- ③児童等に対して対面による指導を行うものであること
- ④事業者が用意する場所で指導を行うこと
- ⑤技芸又は知識の教授を行う者（スタッフ）の人数が3人以上であること